

限定責任信託における 受託者の第三者に対する責任

2010年4月入学

藤岡祐治

I. 序論

II. 問題の所在の確認

- 1 現状における21条1項8号に関する議論
 - (1) 規定の概観
 - (2) 固有財産と信託財産との関係

III. 限定責任信託の位置付け

- 1 信託設定の目的
 - (1) 財産分離
 - (2) 限定責任信託の特徴
- 2 他の制度との比較
 - (1) 責任財産限定特約とのバランス
 - (2) 商事信託法要綱における受託者の有限責任制度とのバランス
 - (3) 参考：外国の法制との比較——アメリカの統一信託法典
 - (4) 小括

IV. 提唱——望ましい解釈論及び立法論

- 1 21条1項8号のありうべき解釈
 - (1) 本号における「不法行為」の意味
 - (2) 解釈の指針——他の組織体との比較
 - a 信託財産の取引の主体としての受託者
 - b 信託内部のガバナンス・メカニズムに関するルール
 - (3) 留意されるべき点
 - (4) 小括——解釈論の試み
- 2 立法論の提案
 - (1) 217条1項括弧書における21条1項8号引用の妥当性
 - (2) 21条1項8号に掲げる債務と224条1項に掲げる債務の差異

V. 結論

I. 序論

平成 18 年改正信託法（以下「現行信託法」という）では新たに限定責任信託が導入された。しかし、受託者の有限責任を基礎付ける肝腎の 217 条 1 項及びその括弧書で引用される 21 条 1 項 8 号の解釈には疑義が残る¹⁾。そのせいか、その具体的利用例に関する情報は乏しい。もっとも、本稿では、限定責任信託の利用例が少ない直接の原因についての考察を主たる目的とはしない。本稿は、限定責任信託に関する条文の解釈に一定の示唆を与えることを主たる目的とする。その際、立法論についても言及したい。

そこで、以下では、問題の所在の確認(Ⅱ)、他の制度との比較による限定責任信託制度の分析(Ⅲ)、その分析から得られた知見をもとにした解釈論及び立法論の提言(Ⅳ)の順で論を進める。

なお、本稿で引用する条文は、特に断らない限り、現行信託法の条文である。

Ⅱ. 問題の所在の確認

1 現状における 21 条 1 項 8 号に関する議論

(1) 規定の概観

限定責任信託は、216 条等所定の要件を満たすことによって、217 条が定める効果を受受することができる。すなわち、21 条 1 項各号掲記の信託財産責任負担債務に係る債権を有する者は、受託者の固有財産に属する財

産に対しては強制執行をすることができない(2 条 12 項、21 条 1 項 8 号も参照)。ただし、以下の二つの例外に該当する場合は、受託者はその固有財産でも責任を負わなければならない。一つは、受託者が信託事務を行うについて悪意又は重過失があったときに負う受託者の第三者責任であり(224 条 1 項)、もう一つは受託者が信託事務を処理するについてした不法行為責任である(217 条 1 項括弧書、21 条 1 項 8 号)。

本稿との関係で問題となる後者の趣旨は、立案担当者によると、自ら帰責性を有する不法行為をした受託者についてまで限定責任信託の利益を認めるのは適当ではないと考えられるからだと言われている²⁾。それゆえに、受託者がその固有財産でも責任を負うのは、受託者に何らかの帰責事由の存することが責任発生要件とされている場合、あるいは、帰責事由の存しないことが免責要件とされている場合であるとする。具体的には、一般不法行為責任(民法 709 条)、使用者責任(同法 715 条 1 項)、占有者責任(同法 717 条 1 項本文)、運行供用者責任(自動車損害賠償保障法 3 条)、製造物責任(製造物責任法 3 条)が挙げられている。これに対し、所有者責任(民法 717 条 1 項但書)については、21 条 1 項 8 号ではなく、同項 9 号に該当するため信託財産のみが責任財産となるとする³⁾。そして、所有者責任に係る債権者については、様々な債権者保護の措置が講じられているため、その権利が不当に害されることにはならないとしている。

信託法改正要綱が公表された時点では、21 条 1 項 8 号に該当する債権についても有限責

1) そもそも、有限責任信託というのは、信託から内在的に説明するのが難しいとも言われる(能見善久ほか「シンポジウム『信託法改正の論点』」信託法研究 30 号 1 頁, 123 頁〔能見善久発言〕(2005))。

2) 以下につき、寺本昌広『逐条解説 新しい信託法(補訂版)』420 頁(商事法務, 2008)。なお、能見善久「新しい信託法の理論的課題」ジュリ 1335 号 8 頁, 14 頁(2007)は、不法行為債務については、受託者のモラル・ハザードを根拠に、限定責任信託の場合であっても、不法行為上の過失ある受託者は固有財産による責任を免れないことが重要だとする。

3) 寺本昌広ほか「新信託法の解説(5・完)——金融実務に関連する部分を中心に——」金法 1797 号 39 頁, 44 頁(2007)も 21 条 1 項 8 号に該当しないとするが、その理由付けは、所有者責任は物を所有することから生ずる責任であるからと述べるにとどまる。また、佐久間亨「限定責任信託」道垣内弘人ほか編『新しい信託法の理論と実務』金判増刊 1261 号 185 頁, 186 頁(2007)は、文理上 21 条 1 項 8 号に該当すると解することはできずとし、21 条 1 項 2 号に該当すると述べていると思われる。一方、中田裕康「信託法改正要綱の意義」信託 226 号 10 頁, 14 頁(2006)は、少なくとも 21 条 1 項 9 号には当たると解すべきだろうと慎重な言い方をしている。

任とされていたが⁴⁾、成立した信託法では除外されていることからわかるように起草過程で争いがあったと想像される⁵⁾。なお、受託者自身に不法行為の要件が満たされているならば、受託者がその固有財産をもって不法行為責任を負うことについては争いがない⁶⁾。

(2) 固有財産と信託財産の関係

受託者は、信託事務を処理するのに必要と認められる費用を固有財産から支出した場合、費用償還を信託財産に対して請求できる(48条1項)。そして、受託者がその任務を怠ったことにより信託財産に損失が生じた場合、受益者の請求により、受託者はその損失を填補しなければいけない(40条1項1号)。これらの規定からすると、受託者の不法行為により固有財産から賠償をしたとしても、信託の目的ないし信託財産又は受益者との関係に照らして、受託者の行為が任務懈怠を構成しないならば、費用償還が認められる。しかしながら、費用の償還がたとえ認められたとしても、信託財産の無資力リスクを受託者が負担することになってしまうという問題は残る。ゆえに、21条1項8号に該当するかが非常に重要な意義を有することとなるので⁷⁾、以下検討していく。

Ⅲ. 限定責任信託の位置付け

1 信託設定の目的

(1) 財産分離

信託の最も重要な機能の一つは、受託者の下での財産の分離、すなわち、受託者の債権者が信託財産をその債権の引当てとすることができないことにある⁸⁾。この財産分離は二つの段階からなっており、第一段階が個人資産から独立した財産プールの設定であり、第

二段階がその結果出現した財産プール及び個人資産に対する債権者に優先権を割り当てることである。そして、第二段階における優先権の割り当てについては、新たに設定した財産プールについてその債権者が優先する「積極的」財産分離と、個人資産については個人債権者が優先する「防御的」財産分離がある。

一般の信託においては、信託財産については信託債権者が優先し、委託者や受益者の債権者は信託財産にかかっていくことができず、受託者についてみてもその個人債権者は、信託財産にかかっていけないことから、積極的財産分離が実現されている。しかしながら、信託債権者からの防御的財産分離は実現されていない。

(2) 限定責任信託の特徴

これに対し、限定責任信託は、一般の信託と異なり、信託債権者は原則として信託財産にのみかかっていくことができ、受託者の個人財産に対してはかかっていくことができない点で、防御的財産分離も実現されている。

2 他の制度との比較

次に、限定責任信託により実現される防御的財産分離の程度が問題となる。この点を考えるにあたって、信託法内で不均衡が生じるのは妥当でないことから、現行信託法が認める責任財産限定特約との関係が問題となる。その他にも、限定責任信託が事業信託等にも用いられうることを考えると、商事信託法要綱が定めた受託者の有限責任制度との関係も考える必要がある。

(1) 責任財産限定特約とのバランス

責任財産限定特約を結んだ債権者の信託債権の責任財産は信託財産に限定される。このような特約の締結は、私的自治からすると当然認められることであろう。限定責任信託と

4) 法制審議会信託法部会「信託法改正要綱」第67(2006年2月8日)(<http://www.moj.go.jp/content/000004925.pdf>, 2012年7月27日最終閲覧)参照。

5) この点については、能見善久ほか「信託法セミナー(第9回) 信託財産(6)」ジュリ1421号74頁, 75頁[沖野眞巳発言](2011)参照。

6) 寺本・前掲注2)86頁。

7) 52条により、信託財産が債務超過にある場合、受託者はその信託を終了することができるが、受託者が固有財産での負担を余儀なくされる点では変わらない。

8) 以下については、森田果『金融取引における情報と法』49頁以下(商事法務, 2009)を参照した。

異なり、当該信託債権以外は受託者の固有財産もその引当てになると考えられそうだが、21条2項4号における「信託債権」の範囲が問題となる。なぜなら、本号を広く解釈し、例えば信託債権を履行するに際して生じた不法行為債権がこの「信託債権」の範囲に含まれるとすると、限定責任信託とのバランスが悪くなるおそれがあるからである。すなわち、限定責任信託だと固有財産にかかっていけるものが、より簡易な責任財産限定特約を結ぶことにより、かかっていけなくなるという事態が妥当であるかということである⁹⁾。

たしかに信託は様々なアレンジメントを可能にする制度であり、個別具体的にどのような特約を結んでも差し支えないはずである。しかしながら、現行信託法は限定責任信託という特別の類型を同じ法律内に設け¹⁰⁾、21条1項8号に該当するものについては固有財産でも責任を負うという整理をしている。それゆえに、そのバランス上、原則としてその文言に忠実に、「信託債権」を広く解釈せず、少なくとも21条1項8号に該当しないものに限られると解すべきである。このように解すれば、限定責任信託とのアンバランスは生じないと考えられる。したがって、責任財産限定特約を結んだとしても、信託債権の履行に伴い生じる取引的不法行為や事実的不法行為は受託者の固有財産でも責任を負うこととなると考えられる。それゆえ、信託債権者が受託者の固有財産にかかっていくことができる場合は比較的多く、責任財産限定特約によって実現される防御的財産分離はあまり強くないと言える。

(2) 商事信託法要綱における受託者の有限責任制度とのバランス

商事信託法要綱¹¹⁾では、711条3項に基づいて「受託者である旨明示して取引した場合」の受託者は有限責任を享受することがで

きる。しかしながら、この受託者の有限責任には債権者保護のため二つの制限があり、それらに該当すると固有財産であっても責任を負うこととなる。一つは、詐害的な配当をした場合（同条4項）であり、もう一つは悪意又は重過失により信託事務の処理を行い、第三者に損害を生じさせた場合（商事信託法要綱443条）である。

したがって、取引的不法行為による損害については、受託者の事務処理につき悪意又は重過失がない限りその責任財産が信託財産に限定されることになると考えられる。また、事実的不法行為については、第三者責任として整理したと考えられる。

これに対し、所有者責任や公租公課等については、責任財産は信託財産だけでなく受託者の固有財産にも及ぶ。なお、信託財産が負担すべき公租公課の類や信託財産の保有者に課せられる責任（工作物責任等）についても、信託財産だけが負担すべきであるという政策論は十分にありうるにもかかわらず、商事信託法要綱において有限責任の対象とされなかったのは、この種の類型を過不足なく規定することが困難であったこともその要因とされている¹²⁾。

以上より、商事信託法要綱における受託者の有限責任制度の方が、現行信託法において認められている責任財産限定特約に比べ、防御的財産分離が強いと言えるだろう。ここで定められている受託者の有限責任制度が債権者保護制度に裏打ちされたものであることを考えると、当然の結果であろう。

(3) 参考：外国の法制との比較——アメリカの統一信託法典

アメリカにおける伝統的法理は、形式的にはその法主体性、実質的には不法行為防止効果及び信託債権者保護の見地から、受託者の無限責任が原則であった¹³⁾。しかしながら、

9) 中田直茂「限定責任信託の受託者の負う不法行為責任——他の組織体との競争可能性——」金法1828号38頁、45頁（2008）は公序良俗に反しない限り有効とする。

10) 信託法要綱改正試案を公表した段階では、信託法内に有限責任信託（仮称）という新しい種類の信託を設けるかには争いがあったため、その点について、甲案・乙案という形でパブリック・コメントに付された。法務省民事局参事官室『信託法改正要綱試案と解説』別冊NBL104号227-229頁（2005）。

11) 商事信託協会『商事信託法の研究 商事信託法要綱およびその説明』（有斐閣、2001）参照。

12) 信託協会『商事信託法コンメンタール——商事信託研究会報告——』136頁（信託協会、2005）。

13) GEORGE G. BOGERT et al., THE LAW OF TRUSTS AND TRUSTEES SECTIONS 671 to 750, § 731 (3d ed. 2009).

受託者に故意又は過失がない限りその責任を負わない方向に変わりつつある¹⁴⁾。このように、アメリカでは受託者の有限責任が認められる傾向にある。

(4) 小括

責任財産限定特約はもちろん、商事信託法要綱では、事実的不法行為であれ、取引的不法行為であれ、それによって生じた損害は基本的には受託者の固有財産で責任を負うことになると考えられる。ただし、商事信託法要綱による場合、信託事務の処理をするにつき軽過失又は無過失であれば信託財産のみが責任財産となる。これは、むしろアメリカの統一信託法典に近い考え方だと言える¹⁵⁾。

これに対して、限定責任信託の場合、その利用には様々な要件が課されているので、防御的財産分離がさらに強くなることが認められると考えられる。ここで、具体的に問題となるのは、信託事務の処理をするにつき、受託者に無過失責任が課される場合や、所有に伴って責任が課せられる場合である。

IV. 提唱——望ましい解釈論及び立法論

1 21条1項8号のありうべき解釈

(1) 本号における「不法行為」の意味

21条1項8号に該当するか否かは、限定責任信託の設定にあたって非常に重要な意味を持っているにもかかわらず、その規定の仕方はあまりにも簡素であり、混乱を招きやすい。一番の原因は、「不法行為」という語を用いていることである。すなわち、たしかに「不法行為」という語は民法第三編第五章で出てくるが、不法行為という語の定義規定は

ない。不法行為にも様々な性質を有するものが存するにもかかわらず、それを一口に「不法行為」と括ってしまったことに問題がある。

そこで、この「不法行為」の意味が問題となる。21条1項8号は、「受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利」と規定しているので、そこから生じる責任を限定する解釈の仕方としては二つの方法が考えられる。一つが、「不法行為」という文言を限定責任信託の目的から限定解釈する方法である¹⁶⁾。もう一つが、「受託者が信託事務を処理するについて」(傍点筆者)という文言を限定解釈する方法である¹⁷⁾。

前者は、自ら帰責性を有する不法行為をした受託者についてまで限定責任信託の利益を認めるのは適当ではないので、帰責事由の存しないことが免責要件とされるとする考え方である¹⁸⁾。しかしながら、「不法行為」という21条1項8号の文言からそのように読み取ることは文理上極めて困難であると言わざるをえない。さらに、使用者責任や占有者の工作物責任等、所謂中間責任といわれるものについて当然に21条1項8号に該当すると考えることにも疑問がある。なぜならば、これらは中間責任といっても、帰責事由の不存在の証明はほぼ不可能に近いからである。この点について、アメリカの統一信託法典は、過失があるかどうかで区別をしている点が注目される。

後者については、特に物の危険の実現に基づく責任との関係で問題となる。受託者が行うことはほぼすべて「信託事務を処理するについて」とも言える。このような責任について21条1項2号に該当するゆえに、同項8号に該当しないとする考え方もあるが¹⁹⁾、

GEORGE G. BOGERT et al., CASES AND TEXT ON THE LAW OF TRUSTS, ch. 20 (8th ed. 2008).

14) See Uniform Trust Code § 1010(b) (2000).

15) 信託協会・前掲注12)136頁によれば、商事信託法要綱711条3項は、アメリカの統一信託法典を参考に起草している。

16) 寺本・前掲注2)420頁。

17) 佐久間・前掲注3)186頁、中田・前掲注3)14頁。ただし、この点については、中田・前掲注9)42頁注10は、不法行為上の「行為」は、不作為も含む規範的概念であるので、受託者の「行為」を原因とする責任か否か、というメルクマールの有用性については疑問があるとする。特に、工作物の占有者責任について疑問を呈している。

18) 本稿II 1(1)参照。

19) 佐久間・前掲注3)189頁、新井誠『信託法(第3版)』387頁(有斐閣、2008)。

同項2号が想定しているのは信託財産である土地に付随していた抵当権等であり、これと同様に考えられるかはやや疑問がある。いずれにせよ21条1項8号にも該当する可能性が残っている限り、問題は解決しないと考えられる。

(2) 解釈の指針——他の組織体との比較

このように、条文上の文言だけを手掛かりとして21条1項8号が指す「不法行為」の内容を正確に理解することは非常に困難である。現行信託法が定めている債権者保護措置を考えると、限定責任信託には、責任財産限定特約や商事信託法要綱における受託者の有限責任制度に比べ、より一層高い防御的財産分離を認める余地がある。そこで、どの程度まで認めうるかが問題となるが、そこでは株式会社、有限責任中間法人、合同会社、有限責任事業組合等との対比をすることが有用だと考えられる。これらとの対比において、限定責任信託は、第三者の利益保護の観点から遜色がないと考えられる²⁰⁾。それゆえに、単純に考えると、受託者が固有財産で責任を負うのは、例えば株式会社だと会社法429条に該当する場合、すなわち224条1項の第三者責任に該当する場合のみともなりそうである²¹⁾。

しかし、信託がこれらの組織体と異なる点がある。第一に、取引の主体となるのが受託者のみであるという点である。第二に、信託においては、内部的な意思決定が柔軟であるというメリットが、逆にガバナンス・メカニズムに関するルールを必要最小限にしてしまう点である²²⁾。

a 信託財産の取引の主体としての受託者

これらのいずれの点についても、限定責任信託は明確な方針を示している。すなわち、

前者の取引の主体の点については、限定責任信託の登記、名称規制及び取引の相手方に対する明示義務(216条, 218条, 219条等)を課している。それゆえ、限定責任信託の受託者と取引に入る相手方は、責任財産が当然信託財産に限られていると知って契約に入っているとと言える。すなわち、契約の相手方は、受託者の固有財産からではなく、あくまで信託財産から生ずるキャッシュ・フローに着目して契約関係に入っているのである。ゆえに、契約の相手方については受託者の第三者責任を認める余地はあるが、それ以外については受託者が固有財産で責任を負うことはないと考えべきである。

他方、不法行為債権者については、債務者のキャッシュ・フローに着目して債権債務関係に入ってきたわけではないので問題となる²³⁾。しかしながら、不法行為債権者の場合、無資力リスクは原則として債権者が負う。ただ、株式会社や合同会社等については、取締役及び業務執行有限責任社員はその職務を行うについて悪意又は重過失があったときは連帯して第三者に生じた損害を賠償する責任を負うが(会社法429条1項, 430条, 597条)、これは第三者保護のためだとされている²⁴⁾。したがって、それ以外の責任は基本的には負わないと考えられる。

信託についても同様に考えられそうだが、問題はここでも法的主体として存在するのが受託者のみであるという点である。もっとも、受託者は法的主体としては一つであるが、固有財産とそれから分離された信託財産を有しており、不法行為債権者がどの財産にかかっていけるかは、受託者が法的主体として一つであることとは別の問題である。それゆえに、法的主体が受託者であることの論

20) 法務省民事局参事官室・前掲注10)228頁。

21) 有限責任事業組合については、組合財産から生じた工作物責任等、組合の業務に関し第三者が損害を負ったときは、組合員は、組合財産をもって損害を賠償する責任を負い、組合員の責任はその出資価額に限定される(有限責任事業組合契約に関する法律17条, 15条)。

22) 森田・前掲注8)63-64頁。

23) 森田果「お前のものは俺のもの(1)——優先権付与の理論的構造」NBL875号29頁, 35頁(2008)。なお、同37頁注26では、「自ら選んで」債権者の地位に立ったのではなく、不法行為によってやむをえずに債権者の地位に立たされる点に着目して、会社法の有限責任性について、不法行為債権者については財産分離を認めるべきではないという主張があることも紹介している。

24) 江頭憲治郎『株式会社法(第4版)』469頁(有斐閣, 2011)。

理的帰結として固有財産をもって損害を賠償しなければならないということにはならない。

そこで、不法行為債権者としてはどの財産にかかっていけるかを考える必要がある。頻繁に問題となる物の危険の実現等による無過失の責任²⁵⁾については、信託財産の公示及び分別管理義務を果たしていたかどうかがメルクマールになると考えられる²⁶⁾ (14条, 34条)。何が不法行為債権の責任財産になるかはこの公示により区別されるべきであろう。例えば、土地所有者責任についてはこのメルクマールにより、どの財産に不法行為債権者がかかっていけるかの区別が可能であろう。そして、このように考えることにより、複数の信託財産を有する場合でも、登記をメルクマールに何が責任財産に該当するかを判断することができるようになる。また、所有していることに伴い生じる公租公課の類²⁷⁾についても同様に考えるのが妥当であろう²⁸⁾。

しかしながら、使用者責任については登記のようなメルクマールとなるものは存在しない。使用者責任について現在の支配的な理解は、自己責任ではなく、他人の不法行為についての代位責任と考え、報償責任・危険責任を根拠とする²⁹⁾³⁰⁾。そうすると、自らの活動から利益を上げている者及び危険源を創

造・管理している者が責任を負うべきであると考えられる。したがって、信託では、受託者ではなく、受益者に利益が存すると考えられるので、信託財産(受益者)が責任を負うのが妥当だと考えられる。もっとも、受託者も報酬を得ている点を考えると、利益が受益者のみに帰属するとは言いにくい。この点21条1項8号の文言から考えると、さらに困難なこととなる。なぜならば、同号においては、「受託者が」と書かれているからである。すなわち、一方で、代位責任と考えると受託者による不法行為だとは言いがたいが、他方で、自己責任と考えると受託者による不法行為だと容易に言えることになる。なお、アメリカの統一信託法典やイギリスの2000年受託者法では、どちらかという自己責任と捉え、その選任・監督上の過失がなければ責任を負わないという整理をしていると思われる³¹⁾。

無過失責任が定められている例はその他にもあるが、それらの多くについては保険制度が整備されており賠償の負担が軽減されている³²⁾。例えば、自動車の運行供用者の責任(自動車損害賠償保障法3条)は責任保険が強制されている。したがって、保険料の支払いについては、信託財産を引当てとする債務となり、たとえ受託者に運行供用者としての賠償責任が生じたとしても、保険で填補され

25) 具体的には、自動車の運行供用者の責任(自動車損害賠償保障法3条)、原子力事業者の責任(原子力損害の賠償に関する法律3条)、鉱区の鉱業権者の責任(鉱業法109条)、汚染物質排出事業者の責任(大気汚染防止法25条、水質汚濁防止法19条)、船舶所有者の責任(船舶油濁損害賠償保障法3条、1992年の油による汚染被害についての民事責任に関する国際条約、1992年の油による汚染被害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約)、独禁法違反の競争制限行為をした事業者の責任(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律25条)、金商法上の責任(金融商品取引法18条1項本文・23条の12第5項、18条2項・23条の2第5項、21条の2第1項)等がある。

26) 同様の考えを示唆するものとして、今泉邦子「限定責任信託の特例」道垣内ほか編・前掲注3)92頁、95頁。

27) 具体的には、固定資産税が考えられる。固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者とされているため、受託者が納税義務者となる(地方税法343条1項)。なお、同条8項もあるが、適用される事例は少ないと思われる。

28) ただ、これだけでは、受託者の固有財産が責任財産にならないとは言えない。

29) 内田貴『民法Ⅱ(第2版)』455頁(東京大学出版会,2007)、潮見佳男『債権各論Ⅱ 不法行為法(第2版)』6頁、120頁(新世社,2009)、窪田充見『不法行為法 民法を学ぶ』184-185頁(有斐閣,2007)。

30) 限定責任信託ではなく、21条1項8号についての議論だが、不法行為の責任に関する性質が立法時に議論されなかった点については、能見ほか・前掲注5)83頁【道垣内弘人発言】参照。

31) もっとも、アメリカやイギリスでは信託財産にかかっていけないのが原則ゆえ、同列に論じてよいわけではない。

32) 以下では、内田・前掲注29)476-477頁を参考にした。

るため実質的に問題はない³³⁾。さらに、21条1項8号との関係で考えると、運行供用者の責任が報償責任や危険責任と考えられている³⁴⁾ことからわかるように、ここでも、使用者責任と同じく「受託者が」という文言には該当しないと考えられる。

これと同様のことが、原子力事業者の責任(原子力損害の賠償に関する法律3条)、鉱物の採掘による損害賠償責任(鉱業法109条)、排出事業者の責任(大気汚染防止法25条、水質汚濁防止法19条)、船舶所有者の責任(船舶油濁損害賠償保障法3条)、製造物責任(製造物責任法3条)についても言える³⁵⁾。これらは、仕組みは様々であるが、保険制度が発達している点では共通していることに加え、その責任の根拠はいずれも運行供用者の責任と同様に報償責任・危険責任と解されるため、その不法行為責任の責任財産は信託財産に限られるとの解釈が導けると考えられる。

このように様々な不法行為に基づく賠償責任についても、当該不法行為責任を負う根拠に遡って解釈すると、妥当な結論を導きうると考えられる。

b 信託内部のガバナンス・メカニズムに関するルール

次に、後者の信託内部のガバナンス・メカニズムに関するルールが必要最小限であるという点についてであるが、会社法における株式会社も組織法の中の一つのデフォルトルールにすぎない。そして、限定責任信託は、株式会社に比べ機関設計については柔軟である一方で、財産保全については株式会社に比肩するものである。そこで、信託における受益

者と債権者との利害対立と、株式会社における株主と債権者との利害対立がパラレルに捉えられると思われるため、その調整方法につき、考察を加えたい。

株式会社においては、事前規制として会社財産の分配規制があり、事後的・一般的規制として会社法人格否認の法理や第三者責任がある³⁶⁾。まず、事前規制³⁷⁾たる会社財産の分配規制については、詐害行為の禁止という一般的なルールを配当規制という実効性のある形に変容させることで、株主と債権者間の利害対立を緩和する点で意味があるとされる³⁸⁾が、現行信託法でも同様の規制が設けられている(225条ないし228条)。次に、事後的・一般的な規制については、法人格否認の法理に対応する規定とはやや異なるが詐害信託の禁止規定が存在する(11条)。また、第三者責任については、現行信託法でも同様の規定がある(224条)。以上より、限定責任信託には、株主と債権者との間の利害調整に類似した規定があり、債権者保護に十分なガバナンス・メカニズムが存すると評価できるので、限定責任信託についてもその受託者の有限責任性が、その柔軟な内部構造にかかわらず認められうると考えられる。

(3) 留意されるべき点

ガバナンスに関する点について、会社法における株式会社との対比を行ったが、一つ考えておくべき点がある。それは、会社法では会社分割を行うに際し、環境汚染や薬害等に対する損害賠償のような巨大な偶発債務を負った会社が、被害が顕在化しない段階で会社分割を行うことにより責任を免れようとすることを防止する規定が置かれている点であ

33) 自動車損害賠償保障法16条1項より、被害者は保険金額の限度において、保険者に対して損害賠償額の支払いをなすべきことを請求することができる。このように第三者が保険者に対して保険給付を直接請求する権利を直接請求権といい、被害者が損害をより迅速に回復できる(山下友信『保険法』436頁(有斐閣, 2005))。

34) 内田・前掲注29)475頁、窪田・前掲注29)229頁、潮見・前掲注29)6頁。

35) 製造物責任について報償責任や危険責任の考え方を根拠に、受託者が個人責任を負うべきでないとする中田・前掲注9)43-44頁も同様の考え方を示すが、21条1項8号との関係でどのような解釈をとるかについては明らかにしていない。

36) 藤田友敬「Law & Economics 会社法(5) 株主の有限責任と債権者保護(2)」法教263号122頁, 124-125頁(2002)。

37) なお、旧法では、事前規制として、資本充実に関する原則も挙げられていたが、現行法では廃止されている。藤田・前掲注36)127頁は、資本充実の原則の経済学的な説明は難しいとする。ただし、江頭・前掲注24)35頁は反対。

38) 藤田・前掲注36)126頁。

る³⁹⁾ (同法 789 条 3 項及び 810 条 3 項)。会社法では、この場合分割会社も債務を負うことになるのだが、現行信託法では、これに対応する規定がない。21 条 1 項 8 号がこのためにあると考えることも不可能ではないが、文理上の解釈からは厳しいであろう。そうであるとすれば、現行信託法においては、受託者に故意や過失がない場合には、委託者の不法行為責任を追及するしかないであろう。

(4) 小括——解釈論の試み

契約責任に関わるものについては、基本的に 224 条 1 項に基づく受託者の対第三者責任を追及することで債権者保護を十分図ることができると思われる。もちろん、それらの責任は 21 条 1 項 8 号に該当する場合も出てくると考えられるが、224 条 1 項に比べ 21 条 1 項 8 号の要件を充足することは難しい。まず、前者の文言が「信託事務を行うについて」であるのに対し、後者の文言は「信託事務を処理するについてした」であり、後者の方がやや要件として狭いように思われる⁴⁰⁾。また、前者であれば、後者と異なり、第三者は受託者の信託事務を処理するについての悪意又は重過失、損害及び受託者の行為と損害との間の因果関係を立証すれば、第三者の権利侵害についての受託者の故意又は過失を立証せずに、損害賠償を請求できる点も指摘することができ、それらの点で 224 条の方が有利である。

他方、事実的不法行為においては、21 条 1 項 8 号が大きな問題となる。もちろん、当該不法行為が 224 条 1 項に該当すれば問題は顕在化しないが、該当しない場合には問題となってくる。具体的には、無過失責任や反証が非常に難しい中間責任等である。ここでは、法的主体が受託者一人であるにもかかわらず、

信託財産と固有財産という二種類の責任財産が存在するため、その債務がどちらに帰属するかが問題となる。そして、それはすべて 21 条 1 項 8 号の解釈により解決されるべき問題である。

まず、所有者ゆえに負う無過失責任につき、14 条及び 34 条より信託の登記ができるものについては、登記上、信託財産である旨が明示されているので、21 条 1 項 8 号の「受託者が……した不法行為」(傍点筆者)には該当しないという解釈をするのが妥当だと考えられる⁴¹⁾。すなわち、登記によって責任の主体が信託財産だと示されているのだから、いわば「信託財産による不法行為」と捉え、21 条 1 項 8 号に該当しないと考える。

次に、その他の責任についてだが、多くは報償責任や危険責任といった根拠に基づくものであり、受託者の自己責任というよりは、代位責任と考えられているものが多い。そうであるとすると、これらについても、その不法行為を行ったのは、「受託者」ではないと解釈できる。他方で、これらの責任の多くは保険制度と一体となっているものが多く、保険制度との兼ね合いも問題となる⁴²⁾。なお、委託者が報酬を受けて莫大な利益を得ていた場合の責任については、以上のように考えられないため、その解釈は留保したい。

最後に、所有者ゆえに負う公租公課についてだが、有限責任を貫徹するには、相当な困難が伴う。すなわち、登記上は信託財産に属するとされていても、法律上の支払義務者が受託者となっている点が問題となるのである。ただ、固有財産について強制執行がなされたら、異議を主張し、21 条 1 項 9 号に該当する信託財産責任負担債務と主張することが考えられる。

39) 江頭・前掲注 24)847 頁。

40) 224 条 1 項が会社法 429 条 1 項の文言をそのまま用いたに過ぎない可能性がある。しかし、誤解を招きうる表現であると考えられる。

41) なお、この帰結として、217 条 1 項括弧書で引用されている場合の 21 条 1 項 8 号の解釈と、そうでない場合の 21 条 1 項 8 号の解釈が異なることとなる。同一の条文の文言の解釈が異なるが、限定責任信託との関係では別の意味内容として解釈したとしても、問題は大きくないと考える。

42) 藤田友敬「海洋環境汚染」日本海法会創立百周年祝賀『海法大系』77 頁、92-93 頁 (商事法務、2003)によると、油による汚染被害についての民事責任に関する国際条約は、強制保険制度の実効性の確保という技術的要請から登録船主を責任主体とし、その結果、実質的な事業主体とは言えない者が排他的な責任主体となり、過失を帰責事由とすることの合理性が疑わしくなったとする。

2 立法論の提案

(1) 217条1項括弧書における21条1項8号引用の妥当性

217条1項括弧書において、21条1項8号が引用されているが、既に述べたように、その経緯は明らかでない。もっとも、21条1項8号が信託財産責任負担債務とされたのは、民法旧44条や民法715条とのバランスを考慮した結果という側面がある⁴³⁾。より根本的には、受託者の無資力リスクを受益者と被害者のどちらかが負担するかという観点から、受益者に負担させるのが妥当だと考え、信託財産責任負担債務とされた。民法旧44条は、法人自体が不法行為を行えないことを前提としつつ、法人の不法行為責任は「他人の行為による責任」であるものの、「法人の不法行為」として評価されてよい社会的な実体が存在するので、いかなる行為について法人が責任を負うか明らかにしたものだとされる⁴⁴⁾。そして、会社法350条も民法旧44条と同様の趣旨に基づき定められている⁴⁵⁾。たしかに、これらのことを念頭に21条1項8号のような規定が入れられたことの妥当性は否定できない⁴⁶⁾。

しかし、問題は、217条1項括弧書でこの規定を引用し、信託財産だけでなく受託者の固有財産に対する強制執行を認めている点である。そこで考えてみると、両条項は明らかに想定している場面が異なる。すなわち、217条1項は信託財産が責任を負うことを前提として、受託者の固有財産へも被害者がかかっていけるかが問題となっているのに対し、21条1項8号は、受託者の固有財産だけでなく、信託財産へもかかっていけるかが問題となっている⁴⁷⁾。したがって、ここで

の引用は適当でないと思われる。

(2) 21条1項8号に掲げる債務と224条1項に掲げる債務の差異

既に述べたように、21条1項8号により負う債務と224条1項により負う債務は、取引的不法行為の場合、実質的に重なる。したがって、取引的不法行為を考えるに際しては、217条1項で21条1項8号を引用する必要性はないと言わざるをえない。

そこで、問題となるのが事実的不法行為における場合である。もっとも、上で検討したように、問題となりうる無過失責任や実質的には反証が難しい中間責任に基づく損害賠償債務については、受託者の固有財産を引当財産とすることは、その賠償責任の趣旨に合致しない。

それゆえに、21条1項8号の引用を削除することも考えられる。しかしながら、その前提として、もしこの引用をやめたら不都合な場合が出てくるかを考える必要がある。この点、不法行為債権者が害されるという主張もあるが、不法行為債権者は基本的にはその債務者の無資力リスクを負うのが原則であり、それが妥当でないケースにおいては保険等が整備されている。また、受託者自身について民法709条の不法行為が成立すれば、受託者に対する不法行為責任の追及も可能である。これは、会社法における規律と同様であり、それ以上に債権者を保護する必要はないと思われる。ただ、上記IV1(3)で述べた点には問題があるので、偶発債務を避けるためになされた信託についての規定が必要だと考えられる。

したがって、217条1項括弧書で21条1項8号を引用する必要性はないと考えられる⁴⁸⁾。また、解釈論では導き難い所有していることにより当然発生する公租公課につい

43) 寺本・前掲注2)86-87頁。他方で、会社や法人との比較の点について、能見ほか・前掲注5)78頁〔藤田友敬発言〕は、内部分担の点まで考えると、趣旨は完全に一緒ではないかもしれない、とする。

44) 大村敦志『民法読解 総則編』171頁（有斐閣、2009）。

45) 落合誠一編『会社法コンメンタール8—機関（2）』24頁〔落合誠一〕（商事法務、2009）。

46) 同号の妥当性自体についても検討の余地がある点については、能見ほか・前掲注5)75頁以下〔沖野眞已発言〕参照。

47) 中田・前掲注9)40-41頁。

48) ただし、この点に対する反論も想定される。すなわち、21条1項8号を引用する217条1項括弧書は、受託者に対して慎重に行動するよう促す政策的規定（例えば、土壌汚染の疑いのある土地を安易に引き受ける受託

ては、明文の規定を置くことが望まれる。もちろん、その他にも信託財産のみでもって責任を負うべきものも存在しうる。しかしながら、問題が大きいものから順に明文で定め、解釈上の疑義をなくしていく方法が妥当である。

V. 結論

本稿では、限定責任信託における受託者の第三者に対する責任について検討してきた。そして特に解釈上疑義が生じうる217条1項括弧書で引用されている21条1項8号について、ありうべき解釈論や立法論につき検討を行ってきた。問題は、217条1項括弧書が安易に、21条1項8号を引用してしまったことに起因するが、問題のより根本は受託者が固有財産及び信託財産という二種の財産を有しており、不法行為法が想定する「所有者」と齟齬を生じている点にある。

本稿では、限定責任信託をその周辺の制度との関連で、その防御的財産分離についての考察を行うと同時に、不法行為についてはその制度趣旨を踏まえ、ありうべき解釈の提言を行った。詳細は省略するが、結論としては、「受託者」による不法行為と解しないことによる解決を目指した。

しかしながら、依然として残された問題がある。第一点は、受託者が高額な報酬を得ていた場合、報償責任を負うのは当然であり、受託者の固有財産も責任財産とすべきではないかという点である。第二点は偶発債務を避けるためになされた信託への対応が現行法では不十分ではないかという点である。これらの点については、更なる検討を要する。

以上の解釈論を踏まえ、本稿では、立法論としては、217条1項括弧書における21条1項8号の引用は不要であるという結論に達した。その他、政策的規定の制定も望まれるところである。

以上は、一つの解釈論及び立法論の提言にすぎない。今後より議論が盛んになされ、限

定責任信託がより活発に利用されるようになることが望まれる。

※本稿は、2010年12月に提出した同名のリサーチペーパーに、若干の加筆修正を施したものである。

リサーチペーパーのご指導を頂いた藤田友敬先生にはこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

(ふじおか・ゆうじ)

者の出現の防止を図る)であり、同号の引用を削除することは妥当でないというものである。しかしながら、この点については、本文で述べたような弊害を考えると、上記政策の目的を実現する方法としての妥当性それ自体を検討すべきである。また、上記政策そのものについても、十分な議論がなされているか検討すべきである。